

令和4年度第1回

旭川市中園廃棄物最終処分場監視委員会 議案書

■日時：令和4年5月19日（木）午後3時15分

■場所：近文清掃工場大会議室

- ・議案第1号 会長及び副会長の選出について

（説明資料）

- 1 旭川市中園廃棄物最終処分場監視委員会について
- 2 令和3年度旭川市中園廃棄物最終処分場監視委員会調査検討内容について

- ・議案第2号 会議の定例化と令和4年度調査検討計画について

- ・議案第3号 会議等の公開について

会長及び副会長の選出について

旭川市中園廃棄物最終処分場監視委員会条例第6条第1項の規定に基づき、学識経験者につき委嘱された委員のうちから会長1名及び副会長1名を選出します。

区 分	氏 名
会 長	
副 会 長	

会議の定例化と令和4年度調査検討計画について

会議等の公開について

旭川市中園廃棄物最終処分場監視委員会条例第8条第6項の規定に基づき、個人情報等非公開とすべきものを除き、次により旭川市中園廃棄物最終処分場監視委員会に係る会議等を公開します。

1 会議開催の事前公表について

会議の日時、会場、議題、傍聴等について、原則として会議開催の2週間前までに、市政情報コーナー（総合庁舎1階）及び市のホームページで公表します。

2 会議の公開について

会議は原則として傍聴を認めますが、会議場の条件により立ち見となる場合があります。

また、会議の報告、議案については、傍聴者にも提供します。

3 会議記録の作成と公表について

(1) 記録の方法

要点をまとめ、主たる内容を箇条書きで記載する「要点記録方式」とし、委員の自由な発言を保障する観点から、発言者の氏名は記載しません。

(2) 記録の確認方法

確認手続きの迅速化、効率性を考慮し、記録は事務局で作成し、出席委員全員の確認を得て決定とします。

(3) 記録の公表

廃棄物処理課（総合庁舎8階）、旭川市廃棄物処分場及び市政情報コーナー（総合庁舎1階）における閲覧、市のホームページへの掲載により公表します。